

6 新食第 9 9 号
6 消安第 3 2 4 号
令和 6 年 4 月 1 0 日

一般財団法人食品産業センター 各位

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長
食品流通課長
食品製造課長
外食・食文化課長
消費・安全局食品安全政策課長

小林製薬が製造する紅麴に関する Q & A の公表について

今般、小林製薬株式会社が販売した紅麴関連 3 製品（紅麴コレステヘルプ（45 粒 15 日分、90 粒 30 日分、60 粒 20 日分）、ナイシヘルプ+コレステロール、ナットウキナーゼさらさら粒 GOLD）について、厚生労働省より、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 59 条に基づく廃棄命令等の措置を講じるよう大阪市に対し通知し、大阪市において事業者による廃棄に向けた回収を命じているところです。

一方、現時点において、これら 3 製品と同じ原料を使用しているその他の製品については、食品衛生法第 6 条 2 号には該当しないと判断されています。紅麴は食品に広く利用されており、不安の声に答えるため、事実関係を整理し、別添のとおり農林水産省ホームページ（<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kaishu.html>）において公表したところです。貴会におかれましても、会員企業等への皆様への周知につき、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。